

■ 第3回 新潟地方最低賃金専門部会

日 時：令和2年8月3日（月）午前9時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館9階

新潟地方気象台会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第3回新潟地方最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、公益委員の長谷川委員が所要により欠席されていますが、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条6項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行は部会長にお願いします。

（部会長）

本日の会議は、新潟県最低賃金専門部会運営規程第5条第1項の規定に基づき、非公開といたします。

それでは審議に入りますが、資料の提出があるようですので、最初に事務局より資料の説明をお願いいたします。

（室長）

労働者側のほうから、資料をお手元の机の上に配布されているかと思いますが、これについては、労働者側の方が説明していただければと思います。よろしくお願いします。

（桑原委員）

本日、A4の4ページでも資料を提出させていただきました。こちらにつきましては、すでに今までの会議の中でも出ているものですが、有効求人倍率と関係する失業率につきましては7月末に新しい数字が出てまいりましたので、そちらを載せたものです。こちらは、第2回専門部会の資料No. 7にございました18ページから20ページの中小企業の業況判断DIを通じてポイントとなる県を抜き出して載せたものです。ですので、こちらは、先ほど申し上げた資料と何ら変わっているものではありませんが、比較のために載せたものです。同じ県を有効求人倍率と完全失業率で載せてあります。

挙げた県というのは、この資料の一番下に小さい字で書いてありますけれども、北海道は地域別最低賃金の同じCランクの中の最高額の都道府県であるということ。例えば、石川、宮城、群馬、長野につきましては、新潟県総合計画で比較分析の対象としている県であるこ

と。それらを踏まえて以下をご覧くださいと思います。

なぜ、これを出したかといいますと、やはり今、コロナ禍で非常に経済状況が厳しい中ではあるのですが、新潟県が他と比べて大変悪い状況であるとは言えないという資料です。どちらかというと、全国と同じような流れをしていて、同じような数字が挙がっているところを見ていただければと思ひまして載せました。

2 ページ、3 ページ、4 ページにつきましては根拠となるものの数字を出してありますので、2 ページ、3 ページ、4 ページのものを1 ページに転記したと見ていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(部会長)

ありがとうございます。それでは、最低賃金改正に係る審議に入ります。先日の第2回専門部会におきまして、労働者側からは10円引き上げの840円という額が示され、一方、使用者側からは据え置きの現行どおりの830円との提示がございました。

本日は、それぞれご検討いただいた結果などをお聞きしたいと思います。

(部会長)

それでは、それぞれの委員の側でご検討をいただいた結果、お聞きしたいと思います。先に労働者側委員からお願ひします。

(桑原委員)

私のほうは、先に10円引き上げの数字を出しておりますが、歩み寄りの気持ちは持っております。こちらは十分に審議しながら進めていければいいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(部会長)

続いて使用者側委員。

(佐藤委員)

今、労働者側から資料が出されております。参考資料は用意しておりませんが、現状について、使用者側の考え方をお示ししたいと思います。連日のように、コロナ関連の報道がなされておきまして、経済関連も例外ではございません。一例を挙げますと、7月30日の日経新聞によれば、外食チェーン店等が閉鎖という記事が一面トップにありまして、その日の新潟版では景況感が10年ぶりに低水準という見出しが躍っております。そこには、7月-9月期、10-12月期はこれよりさらに悪くなる見通しであるという記事が掲載されておりました。

さらに、コロナウイルスの感染拡大は、直近を見ましても勢いを増す一方でございまして、事業者にはさらなる打撃が加えられています。また、雇用関係の資料にもございまして

れども、有効求人倍率の改善は見られず、雇用情勢は悪化の一途をたどっているというように、直近の状況を振り返っても、悪い材料はいくらでも出てくる一方、納得のいく明るい材料を見いだすことはできませんでした。したがって、結論といたしましては、前回主張した内容を変更するに値する事由がなかったということで据え置きが妥当であるという考えを変更するに至りませんでした。

(部会長)

ありがとうございました。そうしますと、現時点では合意に至っておりません。

このあと休憩として、各側でご協議をすすめていただき、随時再開して検討結果をお聞きするという方法をとらせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。よろしければ、とりあえず休憩ということになるのでしょうか。

(事務局)

では、控え室の案内をさせていただきます。本日の控え室につきましては、労働者側委員は3階審査室、使用者側委員は3階第3小会議室となっております。先に、労働者側委員をご案内いたします。

(休憩)

(部会長)

再開します。本日は個別折衝を重ねましたが、両者歩み寄りがなく、結審に至りませんでした。再度、専門部会で協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第4回の専門部会で、金額が一致しなくても、公益委員見解を提示させていただき、結審したいと思います。皆様、ご都合いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

その他何か、委員の皆様ございますでしょうか。特になければ、本日はこれで終了ということで、議事録の署名委員をさせていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは佐藤委員に指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事を事務局へお返しいたします。次回の会議によって、全会一致に向けた審議を尽くしていただくようよろしくお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、以上をもちまして、第3回専門部会をこれで終わります。

次回、部会長発言のとおり、第4回の専門部会を明日8月4日火曜日午後1時半から、この会場で開催いたします。第3回本審を予定どおり、明後日5日午前10時から、4階共用

会議室で行いたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。大変お疲れ様でした。